

一般社団法人愛媛県社会福祉士会 会費に関する規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人愛媛県社会福祉士会（以下「本会」という。）の会費に関する取り扱いについて基本事項を定めることを目的とする。

(年会費)

第 2 条 本会は会員の年会費は 5,000 円とする。

2. 本会の準会員の年会費は 2,000 円とする。
3. 賛助会員の年会費は一口 10,000 円とし、一口以上とする。
4. 一旦納入された年会費は、理由のいかんを問わず、これを返還しないものとする。

(会費の納入)

第 3 条 年会費の納入は 4 月 1 日から翌年 1 月 31 日までに全額一括して行なうものとする。

2. 正会員の年会費の納入方法は、社団法人日本社会福祉士会の年会費納入時の口座自動引き落としにより行うことを原則とする。
3. 準会員及び賛助会員の年会費の納入方法は、直接又は本会事務局の指定する口座へ振り込む方法とする。

(委 任)

第 4 条 ここに定めるものの他、本会の会費に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

(改 廃)

第 5 条 この規程の改廃は、総会の承認を得なければならない。

付 則

1. 2004 年度の会費納入方法は、第 3 条の第 2 項の規定に関わらず、本会事務局の指定する口座へ会員が直接振り込むこととする。
2. この規定は、2004 年度 6 月 20 日より施行する。
3. この規定は、2006 年度 4 月 1 日より施行する。